

令和6年度  
群馬県介護保険事業費補助金  
(介護テクノロジー導入モデル事業)  
ー募集案内ー

募集期間

令和6年9月13日(金)～10月4日(金) 午後5時

[ご注意ください]

この補助金は、複数の介護事業所に対して、テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修を実施することにより、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組の推進を図るとともに、当該モデル事業所による好事例の横展開などの普及を実施する事業所に補助金を交付するものです。

1事業所だけの応募はできませんので、ご注意ください。

本事業は、令和6年度9月補正予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の県議会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

※複数の事業所とは

同一法人内の複数事業所又は、同じ課題を抱える複数の法人が同内容の介護テクノロジーを導入するケースです。詳しくは p. 11 Q3 をご覧ください。

令和6年9月  
群馬県 健康福祉部 福祉局  
地域福祉課 福祉人材確保対策室 人材確保係

## 目次

1	補助事業の目的	2
2	補助事業の内容	2
3	対象となる事業所・施設等	3
4	補助対象経費	3
5	補助対象期間	3
6	補助事業の条件	4
7	協議方法	5
8	提出書類（チェックリスト）	6
9	選定手続き等	7
10	主な留意事項	10
11	Q&A	11
	【資料】	13

## 1 補助事業の目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要がある。

他方で、中小事業者が単独で取組を行うのはマンパワーや費用面から難しいといった課題があることから、中小事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を普及させるため、地域でのまとまりをもった取組や優良事例の横展開に対する支援を行うことを目的に群馬県介護テクノロジー導入モデル事業を実施する。

(既存の介護テクノロジー定着支援事業との違いについては、p. 11 Q1 参照)

## 2 補助事業の内容

地域における複数の介護事業所 (=p. 11 Q3 参照) に対して、テクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修を実施することにより、地域のモデルとなる施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組の推進を図るとともに、当該モデル事業所による好事例の横展開などの普及を実施する事業に補助金を交付する。

なお、県は取組内容について、県ホームページで広報するほか、県実施の研修等で広く周知する。

- ・対象とする介護事業所数に制限はありませんが、モデル数は県内3モデルです。
- ・事業の内容は公表します。
- ・各事業者もモデル施設として御協力いただきます。

### 事業イメージ図

#### 介護テクノロジー導入モデル事業費補助について

##### 概要

- ・国の「面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業」を活用
- ・介護テクノロジーの導入等による革新的な介護現場のモデル施設を育成し、県内介護事業所の生産性向上の取組を全県的に展開

##### モデル事業者の選定方法

- ・選定委員会を設置しプロポーザルを実施
- ・県内への波及効果をより高めるように事業者を選定
- ・先進性、地域への普及方法、導入体制、導入効果等を審査・評価

##### モデル事業の内容

- 業務改善のため業務プロセスの抜本的見直し
- 業務コンサルタントの活用
- ・根本的な課題の特定
- ・業務プロセスの見直し
- ・全職員で共有・推進 等
- 課題に沿った介護テクノロジーの導入と職員研修
- 効果検証 (ex. 職員の残業時間の減少、利用者満足度の向上等)
- 取組の横展開 (発表会・研修会・視察受入・地域への助言)

### 3 対象となる事業所・施設等

---

介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）

#### 注意事項

複数事業所へのテクノロジーの導入が必要です。（=p. 11 Q3 参照）

### 4 補助対象経費

---

介護事業所に対する介護テクノロジー導入支援やそれに伴う研修によるモデル施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組から好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、必要となる費用を対象とする。

- i 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入に必要な経費  
（対象となる介護ロボット及び ICT 等については、原則として、令和6年6月4日付け老発0604第1号厚生労働省老健局長通知の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱4（1）、（2）及び（3）で定める対象経費を準用するが、これによりがたい場合は県に協議すること。）
- ii テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費
- iii 業務コンサルタントの活用に必要な経費（=p. 11 Q5 参照）
- iv 好事例集の作成に必要な経費
- v その他本事業に必要と認められる経費

#### 注意事項

主な補助対象外となるもの

- 1 事業所に導入済みの機器の更新
- 2 交付決定時に支払まで完了している事業
- 3 事業完了日（令和7年2月28日（金））までに支払が完了しなかった経費

### 5 補助対象期間

---

令和6年4月1日から令和7年2月28日又は事業を完了した日のいずれか早い日まで  
（=p. 11 Q4 参照）

## 6 補助事業の条件

---

(1) 補助率及び限度額

補助対象経費の10/10、1モデルあたりの上限2,000万円、県内3モデル設置

(2) 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

ア 業務改善計画の作成

4の補助を受ける**介護事業所は、業務改善計画を作成するものとし**、県を通じて厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に当該計画を提出する。

具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット等、ICT等を導入する事業者については、**当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」の相談窓口**に相談すること。(=p.12 Q6 参照)

イ 業務改善効果の報告

4の補助を受けた事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、県を通じて厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に**業務改善効果等を報告するものとし**、補助を受けた年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認できるまで報告を求めるとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(3) 当該モデル事業所による好事例の横展開などの普及

県ホームページに公表する取組結果を報告すると共に、**令和7年度以降県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等に協力すること。**

(4) 先進モデル事業所としての対応

モデル施設は、業務効率化に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、**他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護事業所に対する業務改善に関する助言等**を実施すること。

(5) 事業実施の留意事項

経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

(6) その他

補助金交付手続等については、「群馬県介護保険事業費補助金（介護テクノロジー導入モデル事業）交付要綱」による。

## 7 協議方法

---

(1) 提出方法

所定の協議書（県のホームページからダウンロード）を作成し、メールでご提出ください。

(2) 提出期限

令和6年10月4日（金）の午後5時まで

(3) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1  
群馬県 健康福祉部 福祉局 地域福祉課 福祉人材確保対策室 人材確保係  
TEL：027-226-2564  
E-mail：kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

※メールの件名は「【介護テクノロジーモデル事業】法人名」としてください。

(4) 質問受付

次のとおり、申請を予定している事業者から質問を受け付けます。

ア 受付期間 令和6年9月17日（火）～9月27日（金）

イ 質問様式 様式1による

ウ 質問方法 電子メールによる

エ 提出先 「(3) 提出先」に同じ

オ 回答方法 質問書を受け付けた日から3日（土日除く）以内にメール送信により行う。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(5) その他の注意事項

ア 申請書類の作成・提出に要する経費は事業者の負担とします。

イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効にし、交付決定後の場合は、交付決定を取り消す場合があります。また、すでに補助金が交付されているときは、返還を求める場合があります。

ウ 提出期限経過後の書類の差し替えは、県が補正を求める場合を除き、認めません。

エ 提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

## 8 提出書類 (チェックリスト)

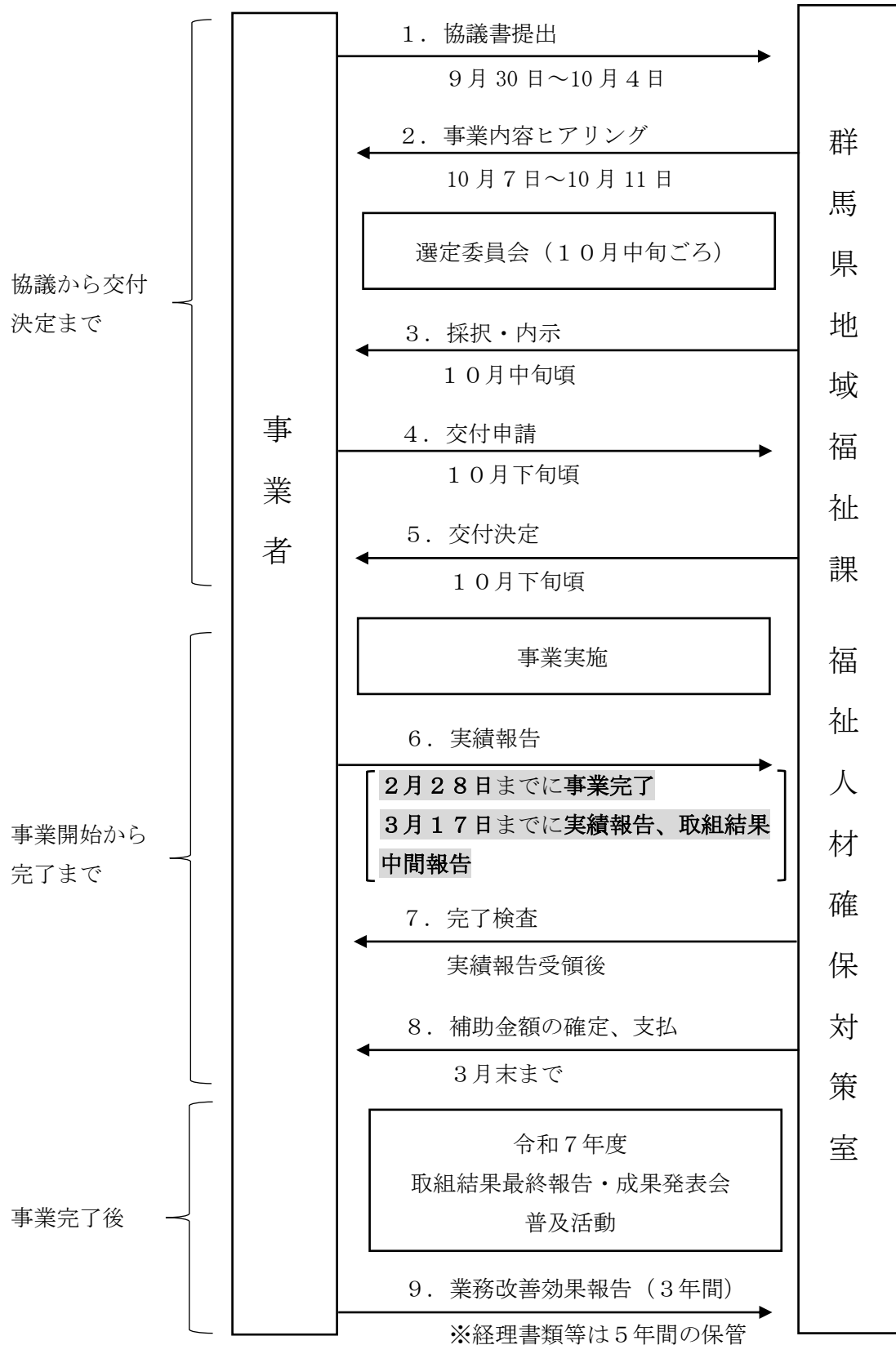
提出書類は以下のとおりです。

提出書類		チェック欄
協議書	<p><b>【必須】</b></p> <p>① 群馬県介護保険事業費補助金(介護テクノロジー導入モデル事業) 協議書 (別紙 1-1)</p> <p>② 補助金所要額調書 (別紙 1-2)</p> <p>③ 業務改善計画書 (別紙 1-3)</p> <p><b>【機器導入により選択】</b></p> <p>④ SECURITY ACTION 自己宣言の申込完了が確認できる資料 (ICT 等の導入支援に限る)</p> <p>⑤ ケアプラン標準仕様への対応状況確認書(参考様式 1) (ケアプラン標準仕様の対象となる事業所が ICT 等の導入支援を行う場合)</p> <p>⑥ LIFE の CSV 取込機能への対応状況報告書 (参考様式 2) (ケアプラン標準仕様の対象となる事業所が ICT 等の導入支援を行う場合)</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
添付書類	<p>① 導入機器のカタログ (型式や用途などが分かるもの)</p> <p>② 見積書の写し等、積算の参考資料</p> <p>③ その他 (該当がある場合は提出してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人、事業所案内等のパンフレット</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

- ※1 提出書類のほかに、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。なお、提出資料は返却しませんので、ご承知おきください。
- ※2 提出資料はすべて電子データでご提出ください。
- ※3 協議書等様式の定めのあるものは、WordまたはExcel形式で、「添付書類」等様式の定めがないものはPDFファイルでのご提出をお願いします。
- ※4 県のメールシステムのセキュリティ基準上、パスワードの付いていない ZIP ファイルは受信することができません。パスワードを付けていただくか、圧縮しないで提出してください。
- ※5 県で受信可能なメールの容量は「7MB」です。それを超過する場合、分割して送付いただくか、容量の大きいデータ (カタログ等) のみ、郵送で送付してください。
- ※6 SECURITY ACTION の証拠書類について、.eml ファイルはPDFファイルにしてから提出をお願いします。(.eml ファイルが添付された場合、メール自体が受信できない。)

## 9 選定手続き等

### (1) 補助事業の流れ (概略図)





(2) 選定方法

- ①事業内容ヒアリング・・・協議書類の内容確認のため地域福祉課によるヒアリングを実施。
- ②選定委員会・・・選定委員会委員による選定を実施。(委員への説明は地域福祉課)以下の主な審査のポイントを参考に、委員が選定。

(3) 主な審査のポイント

評価項目	評価の視点
目的の適合性	事業内容が、事業の目的等に即したものになっているか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・複数法人の取り組みか</li><li>・地域でのまとまりをもった取り組みか (複数の事業所で同じテーマで業務改善に取り組んでいるか)</li><li>・中小事業者を含んでいるか</li></ul>
課題・目標・効果	事業者の課題・目標及び効果は適切に設定されているか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者の課題</li><li>・介護テクノロジー導入により達成したい目標</li><li>・介護テクノロジーの導入により期待される効果</li><li>・機器導入に伴う業務プロセスの見直し内容</li><li>・評価指標の設定</li></ul>
導入体制	導入を進めるための推進体制に問題はないか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・コンサルタント等の活用有無</li><li>・必要な組織、人員体制等</li><li>・介護テクノロジーの導入に伴う職員の習熟・研修計画</li><li>・導入スケジュール</li><li>・その他機器導入時の検討事項実施状況</li></ul>
先進性	業界を牽引する先進的な取組を実施している事業所か <ul style="list-style-type: none"><li>・生産性向上推進体制加算取得状況</li><li>・3年以内の加算Ⅰの取得見込み</li><li>・介護職員等処遇改善加算取得状況</li><li>・ぐんま介護・福祉人材育成制度参加状況</li></ul>
地域への普及	どのように取組を地域に普及させるか <ul style="list-style-type: none"><li>・他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護事業所に対する業務改善に関する助言等を実施</li><li>・県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等への協力</li><li>・その他事業者提案の取り組み</li></ul>

(4) 選定結果の通知

選定結果（採択/不採択）は事業者あてに文書で通知します。

なお、通知前の電話等による照会や審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

(5) 採択事業者の公表

採択となった場合には、法人名、事業所名、取組結果等について、県ホームページ掲載等により公表しますので、ご承知おきください。

## 10 主な留意事項

---

以下の事項等について、補助事業者の方に遵守していただくこととなります。

### 必ずご一読、ご了承の上で申請を行うよう、お願いいたします。

- (1) 補助金の支払いは**原則精算払い**です。

事業に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払を済ませていただく必要があります。

- (2) 補助金の交付決定は令和6年10月下旬頃の予定ですが、**令和6年4月1日以降に事業着手した事業を補助対象**とします。(=p.11 Q4 参照)ただし、交付決定前に事業が完了している場合は補助対象となりません。

- (3) 下記期限までに**取組結果及び実績報告書を県へ提出**しなければなりません。

- ・事業完了（支払完了）（令和7年2月28日（金）まで）
- ・取組結果中間報告（計画～導入まで）、実績報告書の提出（令和7年3月17日（月）まで）

※ 事業完了後の経費支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。

- (4) 令和7年度の普及活動について

令和7年度に取組結果最終報告書（中間報告内容から効果検証、今後の改善点まで）を作成し、**成果報告会**を実施します。その他、県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等へのご協力をお願いします。

具体的な時期については、別途通知します。

- (5) 補助金で取得した財産には、**処分制限**があります。

補助事業により取得した物品等については、所有権は補助事業者に帰属しますが、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。また、県の許可なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません。（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を参照）

- (6) **業務改善効果の報告**について

補助を受けた年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認できるまで報告する必要があります。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知します。

## 11 Q&A

---

Q 1 既存の介護テクノロジー定着支援事業とは何が違うのか。

- ・既存事業は、各介護事業所や施設における業務負担の軽減や介護サービスの質の向上を促進することが主な狙いですが、今回の事業は、生産性の高いモデル施設を創出し、その取組を県内全体に波及させることです。
- ・既存の事業よりも有利な補助金額、補助率となっておりますが、事業者にはコンサルタント等を活用し、事業所の課題の特定、効果検証、成果報告を行うとともに、県が実施する生産性向上の普及事業、介護業界のイメージ改善事業等への協力が求められます。
- ・本事業で採択された事業者については、既存事業の採択を見送る可能性がありますので、ご承知おきください。

Q 2 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、経費老人ホームは補助対象となるか。

- ・「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ補助対象となります。なお、介護報酬以外に柔軟に利用料金を設定することが可能なサービスの場合は、その旨を選定委員会で説明します。

Q 3 複数の介護事業所とは複数法人の必要があるのか。同一法人内の複数事業所の取り組みも申請は可能か。

- ・同一法人のみであっても、複数事業所の取り組みであれば申請可能です。
- ・複数法人で1モデルとして取り組む場合は、代表法人を1者決め、法人ごとに協議書を提出ください。補助基準額の合計が上限2,000万円を超える場合は、上限額を各法人の補助基準額で按分し、合計が2,000万以下となる算定額としてください。  
(例：3法人での取組の場合、A法人500万、B法人700万、C法人800万)

Q 4 交付決定前に事業を開始しているが、何か手続きが必要か。

- ・本事業の補助対象期間は令和6年4月1日以降に開始をした事業を対象としているため、今年度事業開始したものについては特段の手続きは不要です。

Q 5 業務コンサルタント等の活用は必須か。

- ・介護テクノロジーの導入により、事業所の業務プロセスを改善させる取組は必須となります。(選定の際の評価項目となります)
- ・業務コンサルタントの活用は必須ではありませんが、事業所の課題、業務プロセスの改善、成果指標の設定、進捗管理のためのスケジュール表等の具体的な内容を記載してください。

- ・公益財団法人介護労働安定センター群馬支部や機器メーカー等へ業務プロセスを改善させる取組を相談した場合も、「業務コンサルタント等」の活用に含まれます。

Q 6	協議書提出前に、国の介護ロボット等の開発・実証・普及及び広報のプラットフォーム事業へ相談する必要があるか。
-----	---

- ・協議書提出前の相談は必須ではありません。モデル事業者採択後、県主導でプラットフォームへの相談会の実施を検討していますので、そちらにご参加いただくのでもかまいません。

相談先	(福) 埼玉県社会福祉協議会 介護すまいる館
所在地	〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
連絡先	TEL : 048-822-1195
	MAIL : kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp
URL	<a href="https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/care-smile/about_5.html">https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/care-smile/about_5.html</a>

Q 7	計画書の様式を変更してもよいか。
-----	------------------

- ・項目の削除は不可ですが、記載欄が不足する場合など、増やす分には変更いただいて構いません。

## 【資料】

---

以下の資料を参考に事業に取り組んでください。

### [必須]

- ①施設サービス ガイドライン（令和2年度改訂版）  
[Seisansei\\_shisetsu\\_Guide.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
- ②居宅サービス ガイドライン（令和4年度改訂版）  
[Seisansei\\_kyotaku\\_Guide.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
- ③医療系サービス ガイドライン（令和元年度改訂版）  
解説 [Seisansei\\_iryuu\\_Guide01.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)  
事例1 [Seisansei\\_iryuu\\_Guide02.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)  
事例2 [mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei\\_iryuu\\_Guide03.pdf](#)

### [参考]

1. 国ポータルサイト
  - ①厚生労働省 介護分野における生産性向上ポータルサイト  
[介護分野における生産性向上ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ②介護分野の生産性向上 ～お知らせ～  
[介護分野における生産性向上 お知らせ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
2. その他資料
  - ①介護分野における生産性向上の取組を支援・促進する手引き  
[Seisansei\\_shien\\_Guide.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ②介護ロボットのパッケージ導入モデル（改訂版）～介護ロボット取組事例集～  
[001283573.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ③介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き  
[001276275.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ④介護ソフトを選定・導入する際のポイント集  
[001124428.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ⑤介護現場で活用されるテクノロジー便覧（令和5年度版）  
[r05\\_105\\_02jigyohokokusho.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ⑥介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 報告書  
[001088471.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
  - ⑦介護ロボットを安全に使うためのポイント集  
[介護ロボットを安全に使うためのポイント集 \(mri.co.jp\)](#)